

11 前倒し統合を希望される場合の取扱いについて

(例) 令和5年4月統合を希望される場合

時期	当該校	町教委	その他
令和3年9月末までに 令和3年10月	統合意向の表明	県教委へ該当校統合意向を報告 * 複式学級がある場合 複式解消のための教員加配を要望	当該校と統合先校の学校管理職、町教委で事前すりあわせ(随時)
	保護者等への説明、協議(随時)		統合後の学校施設活用について、検討(随時)
令和3年12月		統合に伴う費用等を新年度予算にて要求 令和3年度中に教育委員会定例会または臨時会にて当該校の統合を承認	
令和4年4月	(複式解消加配の配置) (統合先校との調整)	令和4年度末までに設置条例等を改正	
令和5年1月	閉校式典等準備		
令和5年3月	閉校	備品等の移転	

【前倒し統合の考え方】

1) 統合先小学校は、町の再編提案にて示す学校(仁多地域:三成小 横田地域:横田小)とします。

2) 「統合(新学校)」ではなく「編入」扱いとなります。

(例) A小学校がB小学校への前倒し統合を希望する場合は、「B小学校への編入」となります。

* B小学校 = 三成小または横田小

3) 前倒し統合にかかる関係者協議は、校区别協議会代表者会議とは別に行います。

4) 令和7年4月再編にかかる代表者会議については、前倒し統合後も旧校区代表者には引き続き参加をいただきます。(上記例で言えば、A小学校区の代表者)